

昭和村告示第 94 号

令和6年2月1日付け昭和村告示第9号により告示した昭和農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定により公告する。

併せて、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び及び当該意見書の処理結果を法第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定により公告する。

なお、法第13条第4項において準用する法第12条第2項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月12日

昭和村長 堤 盛 吉



- 1 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
昭和村役場 産業課
昭和村大字糸井388番地
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧
令和6年4月12日以後、常時備え付けてある。